

# 博士学位論文審査報告書

学位論文提出者	[学籍番号] 201655001 [名前] 馮 萌芸
学位論文名	中国の金融制度改革と中国商業銀行のリスク管理

論文審査委員	
主査	教授 西脇 廣治
副査	教授 宜名眞 勇
副査	教授 中野 安雄

## 博士学位論文「審査報告書」

### 1. 提出者氏名

馮 萌芸 (フウ ホウゲイ) (博士課程後期課程)

### 2. 学位論文題目

中国の金融制度改革と中国商業銀行のリスク管理

(英文タイトル)

Financial System Innovation in China and Risk Management  
of China's Commercial Bank

### 3. 章構成

序章

第一章 中国金融システムの変遷と金融制度改革に伴う諸問題

第二章 中国商業銀行の不良債権問題と信用リスク管理

第三章 中国の金利自由化と中国商業銀行の金利リスク管理

第四章 中国のシャドーバンキングと中国商業銀行の流動性リスク管理

第五章 バーゼル規制の導入と中国商業銀行のリスク管理

終章

### 4. 審査要旨

(論文の内容の要旨)

2010年に中国は、GDPの規模で世界第2位の経済大国に躍進したが、その2年前に表面化したリーマンショックの影響を受け、経済成長が急速に鈍化することになる。2010年代に入って中国の金融改革は金融の自由化、資本取引の規制緩和、債券市場の発展、民間資本の活用、預金保険制度の導入、金融規制・監督体制の整備など幅広い課題を対象としてきた。特に金融自由化の柱としては、金利の自由化、業務の自由化、為替・資本取引の自由化が挙げられるが、日本の金融システム改革と比べて、20年から30年遅れているといわれる。

これまで中国の金融システム改革では、その中心的な資金仲介者である国有商業銀行や中心的な資金調達者である国有企業に改革が求められてきたが、民間資本の導入などに伴うリスクの管理体制の検証など課題は多い。最近では、中国経済が減速する中で、経済格差の拡大や貿易・為替問題の表面化を始め、商業銀行の不良債権問題の再燃や「影の銀行」と呼ばれるシャドーバンキング問題など新しい課題に直面している。

本論文は、上で述べた中国における金融システム改革の中から主要な課題を取り上げ、それに伴う金融リスクの形態やそれらに対応する各種の金融リスク管理の方法、管理体制のあり方などについて論究したものである。研究手法としては、各テーマに関連した先行研究や資料に基づく文献研究が中心であるが、各テーマの現状を捉えるために各種の資料・統計データから得た図表による数量分析やケーススタディ分析も行っている。また、金融システムの違いを明らかにする

ために、各テーマの必要に応じて日本や米国などの金融先進国との国際比較も試みている。

以上は、本研究の背景や研究の課題についての簡単な説明であるが、以下では、本論文の章構成およびその概要について述べる。

本論文は序章と終章と、本体の5章で構成されている。

第一章では、中国の金融制度改革に伴う諸問題とそれぞれに直接関連する金融リスクと銀行のリスク管理を対応させ、本論文の以下の各章で取り上げるテーマの全体的な位置づけをしている。近年、中国が直面している金融システムの主な課題として、①不良債権問題、②金利の自由化、③シャドーバンキング問題、④バーゼル規制の導入などが挙げられる。①の銀行の不良債権の増大は経済の低迷が主な原因とされ、その事後的な処理が問題となる。しかし不良債権を未然に防ぐには貸出審査を厳格化し、債務不履行リスク（信用リスク）を適切に管理することが重要となる。②の金利の自由化は、銀行の資金調達コストに影響を及ぼすので、資産・負債の総合的リスク管理が求められる。③のシャドーバンキングは銀行の伝統的な預金・貸出業務以外の金融仲介の増大であり、ある意味で金融イノベーションとも位置づけられるが、銀行からの資金流出の恐れがあり銀行流動性の管理が課題となる。④のバーゼル規制は銀行自己資本に関する国際規制として導入されたが、現在のバーゼルⅢでは、自己資本規制の強化に加え、新たに流動性規制が導入されている。これは本来、国際業務を営む銀行を対象とするものであるが、対象外の銀行も含めすべての銀行はバーゼルⅢへの対応が必要となる。

第二章では、最近の中国商業銀行の不良債権問題について、まずバブル期の日本と比較し、その処理方法と銀行の信用リスク管理の重要性を示し、次に中国商業銀行の信用リスク管理の現状と信用リスクの評価について、日本の銀行業と対比しながら論じている。さらに日本と中国の個別銀行の信用リスク管理のプロセスについて、日本のメガバンクの1つである三菱UFJ銀行と中国5大商業銀行の1つである中国建設銀行のリスク管理を事例研究として取り上げている。

第三章では、まず中国の金利自由化の進展を取り上げる。現在中国では、貸出金利の上限と下限が撤廃され、預金金利の上限規制が撤廃され、限定的ではあるが、金利の自由化が進んでいる。続いて銀行の金利リスク管理の手法について説明し、さらに日本の金利の自由化の進展を取り上げ、貸出金利の決定がフルコスト原理に基づくというモデルを紹介している。また、日本の銀行のリスク管理の事例としてみずほ銀行を取り上げ、最後に中国商業銀行のリスク管理の現状と課題について検討している。

第四章では、まず、中国におけるシャドーバンキングの発生原因と現状について説明し、シャドーバンキングに伴う金融リスクの所在を明らかにしている。次に、銀行流動性理論について伝統的な銀行流動性理論と最近の銀行流動性モデルを紹介している。前者では川口慎二氏の著書『銀行流動性の理論』に基づき銀行流動性の決定要因を説明し、後者は丸茂論文（2013）の資金回収モデル、Brunnermeier&Oehmke（2010）の「レポ取付け」モデルでは、市場で流動性リスクが拡大し、金融危機が発生することを示している。さらに、欧州および日本の銀行における流動性リスク管理の方法を取り上げ、最後に、中国商業銀行の流動性リスク管理の方法と特徴を考察している。

第五章では、国際的規制としてのバーゼル規制が導入され、現在バーゼルⅢの下で自己資本比率規制、流動性規制が導入され、銀行の健全性を高めるプルーデンス規制が強化されている。ここでは、日本版バーゼルⅢおよび中国版バーゼルⅢの内容と銀行の対応について検討している。

特に銀行の 2008 年～2018 年の統計データを用いて、日本のメガバンクと地方銀行の自己資本比率の達成状況、および中国の 5 大国有商業銀行と株式制商業銀行の自己資本比率規制、流動性比率の達成状況を分析している。

(審査の要旨)

以上、本論文の章構成と各章の内容については上記の論文要旨に示された通りであるが、馮氏の論文の特筆すべき点は、研究課題の設定と論文の構成、先行研究の整理と課題の抽出、本研究に関する研究動向の把握と分析と若干の政策的提案などであり、その学術的貢献は、以下のような点である。

第一に、本研究は金融システムとリスクマネジメントの両分野にまたがる点に特徴を見出すことができる。まず金融システム論から眺めると、金融システムは金融取引の前提となる枠組みのことであり、金融取引の傾向、特徴および金融取引を支える法規制も含む広い意味での金融制度のことを指し、さらには金融システムを形成する経済的条件や技術的条件を含めて金融構造という。本研究では、金融システムの内生的な問題として、①金融機関の不良債権問題、②シャドールバンキング問題、そして金融システムを支える外生的要因として、③金利の自由化、④バーゼル規制の導入を各章の研究のテーマとして取り上げている。これらのテーマは今日の中国金融システムの抱える最重要課題といえる。このことから、本研究課題の設定および構成はこれまでにない新しい研究と位置づけられる

第二に、金融システムの評価基準である、効率性・安定性・公平性という視点で見ると、本研究で取り上げた不良債権問題、金利の自由化、シャドールバンキングは金融システムの効率性に係るテーマを論じたものといえる。不良債権の拡大は銀行の自己資本を毀損させ、銀行の健全性を低下させることになる。金利自由化は金利規制の撤廃により金融市場において価格機能が働くことになり、金融の効率性を高めることになる。また、シャドールバンキングは銀行の預金・貸出による仲介業務を縮小させ、銀行経由以外の資金の流れを大きくするので、銀行の資金流出により金融仲介中断をもたらすと同時に、ハイリスク・ハイリターン資産への投資が拡大する。これらは金融システムの効率性を高める一方、金融システムの不安定性をもたらす恐れがある。また、第五章のバーゼル規制の導入は国際的な金融システム安定化ための措置であり、金融システムの安定性に係るテーマである。このように本研究の課題は金融システムの主な評価基準を広く対象としており、この分野では数少ない特色ある研究といえる。

第三に、本研究をリスクマネジメント論から見れば、銀行経営の総合的なリスク管理の研究として位置づけることができる。金融取引には取引の過程で信用リスク、市場リスク、流動性リスクなど様々なリスクが伴うが、近年、特に為替リスク、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクや不良債権の発生に伴う信用リスク、そして 2008 年にサブプライム問題として引き起こされた流動性リスクなどに銀行業が直面している。これらのリスク管理の問題は中国のみならず世界各国において最重要課題としてその解決策が求められている。

第四に、各テーマを国際比較の視点から分析している点である。第二章の不良債権については、日本のバブル期と比較し、信用リスクの管理については三菱 UFJ 銀行と中国建設銀行を事例として取り上げている。また、第三章では日本の銀行業と中国商業銀行の金利リスク管理を取り上げている。第四章では欧州、日本、中国の銀行業の流動性管理を取り上げている。本研究では、銀

行のリスク管理について各国銀行の事例研究を行っており、金融システムの国際比較として有用な研究といえる。

第五に、バーゼル規制については、日本版バーゼルⅢと中国版バーゼルⅢを取り上げ、それらの自己資本比率規制と流動性規制の内容を取り上げ、さらに両国銀行の各種の統計データに基づいた数量的分析を試みている。バーゼルⅢの達成状況をみると、日本のケースでは、3大メガバンクの自己資本比率規制についての下限8%を十分超えているが、地方銀行の自己資本比率はメガバンクに比べれば、かなり低いことが示されている。また、中国のバーゼルⅢの導入に伴う自己資本比率も十分規制を達成しているが分かった。流動性比率も達成しているが、株式制商業銀行は5大商業銀行より変動幅が大きく。流動性カバレッジ比率については期間に渡って段階的に達成されてきたことが示された。バーゼルⅢは2019年の完全実施が求められてきたが、本研究ではバーゼルⅡからⅢへ移行、バーゼルⅢ完全実施への期間での自己資本比率規制や流動性規制の達成状況の推移を示しており、この分野における実証的な分析として評価できる。

#### (審査の結果の要旨)

本学位論文審査は、本学の学位規定および学位論文ロードマップに従い、予備審査を経て本審査委員会が設置された。最終面接では、まず論文提出者の馮氏から論文内容の概要説明があり、引き続き質問に入った。質問では、人民元発行など中国の通貨制度、中国の商業銀行の現行制度、預金保険制度の仕組みなど中国の金融システムについての質問や、不良債権の処理、シャドーバンキング問題、中国商業銀行のリスク管理の現状、文献・資料の収集について、中国文献の日本語への訳語についてなど多岐にわたって、審査員から質問があった。これについて馮氏は中国の金融システムの現状や現行制度、資料・文献収集に困難があったことなど、各質問に丁寧で確かな応答があった。また、予備審査を含め審査の過程で指摘があった課題については真摯に受け止め、1つ1つ本学位論文に反映させている。なお、学位論文の作成過程での研究活動として、本論文の第二章と第五章を所属専門学会の部会でそれぞれ発表し、参加者からも内容、日本語能力について高い評価を得ている。さらに、これらの第二章、第五章の内容は、その後取りまとめて、本学の『経済研究論集』に掲載している。また、第四章の内容は、本研究科の院生論集『安芸論叢』第18号に論説として掲載している。こうした学会報告や学術誌への投稿の過程で、様々な壁を乗り越え、研究の厳しさと研究者としての基本を修得できたと評価する。

以上、馮氏は、本学大学院博士課程後期課程において、理論経済学、金融システム、計量経済学などの分野における高度で広範な専門知識を修得していると判断できる。人柄も常に穏やかで礼儀正しく優れた人間性を備えており、また後期課程の期間中、研究を最優先にして集中して学位論文作成に取り組んだ姿勢を評価したい。

#### (審査の結果)

審査委員一同は、馮 萌芸氏の2019年12月末時点で示された本学大学院における単位取得状況と博士号取得充足条件を確認し、本学での長期間にわたる研鑽を踏まえて面接試験を実施し、この中で、同氏が経済学全般に対し幅広いかなり高度な理解をもっており、また、研究者としての基礎的な素養や豊かな人間性を具えた人物であることを確認した。以上のような審査の内容を踏まえて、審査員一同は、本論文が博士(経済学)の学位論文に適格であると判断した。